

○須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日規則第56号

改正

平成28年3月25日規則第13号

平成29年12月25日規則第56号

平成30年3月19日規則第2号

令和元年11月1日規則第22号

令和5年3月29日規則第8号

須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、須賀川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年須賀川市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人番号独自利用事務）

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例を廃止する条例（平成30年須賀川市条例第15号）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同条例による廃止前の須賀川市重度心身障害児介護手当支給条例（昭和44年須賀川市条例第10号）による手当の支給に関する該当者への申請案内、支給決定、手当支給等事務

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例（昭和49年須賀川市条例第33号）による医療費の給付に関する該当者への申請案内、受給資格認定事務、受給者証交付等事務

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市特定疾患患者福祉手当支給条例（昭和55年須賀川市条例第7号）による手当の支給に関する該当者への申請案内、支給決定、手当支給等事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって、須賀川市地域生活支援事業実施規則（平成18年

須賀川市規則第34号)に関する支給決定、公費負担分支払等事務

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定、保護の実施、保護の変更、保護の停止、保護の廃止、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護費の徴収及び保護費の返還に関する事務

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市営住宅条例(平成9年須賀川市条例第20号)による市営住宅の管理に関する入居手続、明渡し、家賃、敷金、使用料及び収入認定に関する事務

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市こども医療費の助成に関する条例(平成元年須賀川市条例第8号)による医療費の助成に関する受給資格登録、助成等事務

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成12年須賀川市条例第24号)による医療費の助成に関する受給資格登録、助成等事務

(特定個人情報の府内連携)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)による市県民税の申告に関する事務 納税義務者に関する国民健康保険高額療養費の支給情報及び後期高齢者医療高額療養費支給情報

(2) 地方税法による滞納整理に関する事務 生活保護の支給情報

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

国民年金法(昭和34年法律第141号)による国民年金保険料の免除及び猶予申請に関する事務
当該申請を行う者に関する市県民税課税情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する申請者の負担能力の確認に関する事務
当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一世帯に属する者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情報

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

生活保護法による保護の決定、保護の実施、保護の変更、保護の停止、保護の廃止、就労自立

給付金又は進学準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護費の徴収及び保護費の返還に
関わる事務 当該要保護者に関する市県民税課税、納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞
納情報、軽自動車税課税、納付、滞納情報、国民健康保険税課税、納付、滞納情報、精神保健福
祉手帳認定情報、重度心身障害児介護手当支給情報、特定疾患患者福祉手当支給情報及び市営住
宅入居情報

- 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入
所等の措置又は費用の徴収に関する支給決定に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該
障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一世
帯に属する者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情報
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による援護の支給の決定に関する事務 当該申請
を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若
しくは当該保護者と同一世帯に属する者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情報
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別扶養手当の支給に
関わる認定請求書等進達及び認定通知書等の送付に関する事務 当該請求申請を行う者又は当該
申請者の配偶者若しくは扶養義務者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情報
- 8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国
民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給決
定に関する事務 当該請求申請を行う者又は当該申請者の配偶者若しくは扶養義務者に関する市
県民税課税情報及び生活保護の支給情報
- 9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
須賀川市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第34号）による支給決定に関する事務 当
該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保
護者若しくは当該保護者と同一世帯に属する者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情
報
- 10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。
須賀川市重度心身障がい者医療費の給付に関する条例による受給資格認定に関する事務 当該

申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一世帯に属する者に関する市県民税課税情報及び生活保護の支給情報

11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定、保護の実施、保護の変更、保護の停止、保護の廃止、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護費の徴収及び保護費の返還に関する事務_当該要保護者に関する市県民税課税、納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税課税、納付、滞納情報、国民健康保険税課税、納付、滞納情報、精神保健福祉手帳認定情報、重度心身障害児介護手当支給情報、特定疾患患者福祉手当支給情報及び市営住宅入居情報

12 条例別表第2の12の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による養護老人ホーム等入所措置に関する事務 当該措置に係る者又はその扶養義務者の国民健康保険税課税、納付情報、後期高齢者医療保険料賦課、納付情報、介護保険料賦課、納付情報、介護保険要介護認定情報、身体障がい者認定情報、精神障がい者認定情報

(2) 老人福祉法による養護老人ホーム等入所措置費用支弁及び入所措置費用徴収額の決定に関する事務 当該措置に係る者又はその扶養義務者の国民健康保険税課税、納付情報、後期高齢者医療保険料賦課、納付情報、介護保険料賦課、納付情報

13 条例別表第2の13の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険料の賦課に関する事務 当該被保険者等の市県民税納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税納付、滞納情報、国民健康保険加入情報、国民健康保険税納付、滞納情報、後期高齢者医療給付情報

(2) 介護保険法による介護保険の給付に関する事務 当該被保険者等に関する住民税課税、納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税納付、滞納情報、国民健康保険税納付、滞納情報、後期高齢者医療給付情報

(3) 介護保険法による介護保険認定に関する事務 当該被保険者等に関する住民税課税、納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税納付、滞納情報、国民健康保険税納付、滞納情報、後期高齢者医療給付情報

14 条例別表第2の14の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の入居手続、明渡し、家賃、敷金、使用料及び収入認定に関する事務及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅の入居手続、家賃、敷金、使用料及び収入認定に関する事務 当該申請者に関する市県民税納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税課税、納付、滞納情報、国民健康保険税課税、納付、滞納情報、障害者年金受給情報

15 条例別表第2の15の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

須賀川市営住宅条例による市営住宅の管理に関する市営住宅の入居手続、明渡し、家賃、敷金、使用料及び収入の認定に関する事務 当該申請者に関する住民税課税、納付、滞納情報、固定資産税課税、納付、滞納情報、軽自動車税課税、納付、滞納情報、国民健康保険税課税、納付、滞納情報、生活保護受給情報、身体障害者手帳認定情報、精神障害者手帳認定情報及び障害年金受給情報

16 条例別表第2の16の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務による就学援助費支給児童生徒の認定に関する事務 当該認定児童生徒の保護者及び同一世帯に属する者に関する住民税課税情報、国民健康保険税課税情報、児童扶養手当支給情報及び生活保護支給情報

17 条例別表第2の17の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に関する児童クラブ保育料の賦課に関する事務 当該保育料納入義務者に関する就学援助認定情報（教育委員会との情報連携）

第4条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

生活保護法による保護の決定、保護の実施、保護の変更、保護の停止、保護の廃止、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、健康管理支援事業の実施、保護費の徴収及び保護費の返還に関する事務 当該要保護者に関する学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）で指定する疾病に関する医療費情報

2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の決定、保護の実施、保護の変更、保護の停止、保護の廃止、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給、健康管理支援事業

の実施、保護費の徴収及び保護費の返還に関する事務 当該要保護者に関する学校保健安全法施行令で指定する疾病に関する医療費情報

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務による就学援助費支給児童生徒の認定に関する事務 当該認定児童生徒の保護者及び同一世帯に属する者に関する住民税課税情報、国民健康保険税課税情報、児童扶養手当支給情報及び生活保護支給情報

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する入所負担金の審査に関する事務 当該申請者及び同一世帯に属する者に関する所得情報

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号）による給付金の支給に関する自立支援教育訓練給付金の審査に関する事務 当該申請者に関する所得情報
(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する高等職業訓練促進給付金の審査及び支給並びに高等職業訓練終了支援金の審査及び支給に関する事務 当該申請者及び同一世帯に属する者に関する所得情報

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

須賀川市こども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務 当該保護者等（須賀川市こども医療費の助成に関する条例第2条第2項に規定する保護者等をいう。）に関する市県民税課税情報、所得情報及び生活保護の支給情報

7 条例別表第3の7の項の規則で定める事務及び規則で定める情報は、次に掲げるものとする。

須賀川市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務 当該申請者及び扶養義務者に関する市県民税課税情報、所得情報及び生活保護の支給情報

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。